

**御坊市省エネ家電製品購入費
補助金にかかる設置対象箇所について**

当補助金において、補助対象としている省エネ家電製品は、**一般家庭における家屋部分**に設置するものであり、非家屋部分に設置する場合については、補助金の対象外となります。

＜対象となる設置箇所（例）＞

◎家屋部分に設置する場合

玄関（土間含む）、廊下、階段、リビング（居間）、ダイニング（食卓）、キッチン（台所）、風呂、便所、和室、洋室、家屋の外壁、ウォークインクローゼット（納戸）など

＜対象外となる設置箇所（例）＞

×非家屋部分に設置する場合

倉庫、納屋、物置、蔵、車庫、庭、門扉、塀、駐車場など